



◆令和6年度西和賀商工会通常総会終了について

5月24日(金)に西和賀町文化創造館「銀河ホール」において西和賀商工会通常総会が、出席者数110名(本人出席42名、委任状出席68名)のもと開催されました。当日は、西和賀町長様をはじめ8名のご来賓にご臨席いただき、事業報告、事業計画など、7議案すべて原案どおり可決承認されました。

なお、昨年度において経営革新計画の認定を受けた「お菓子処たかはし」さん、「株式会社遊山」さんによる新たな取組に関する取組事例についてご説明をいただきました。

任期満了に伴う役員改選では、会長1名、副会長2名、理事12名、監事2名の計17名が選任されました。任期は令和9年5月31日まで。

●役員の紹介(敬称略 順不同)

会長	高 鷹 政 明						
副会長	高橋 清一郎	菊 池 隆 志					
理 事	菅 原 政 一	野 澤 忠 司	照 井 恵 悟	和 泉 哲 男	高 橋 文 和	高 橋 健 二	
	高 橋 浩 幸	羽 柴 徹 弥	佐 川 圭	瀬 川 瑛 子	鎌 田 拓 磨	酒 本 涼 子	
監 事	早 川 靖 久	高 橋 和 寛					



◆令和6年分所得税等の定額減税について

令和6年6月分から、所得税と住民税の定額減税が実施されます。具体的には、一人あたり「所得税：3万円」「住民税：1万円」の合計4万円の減税となります。

【対 象 者】 令和6年分の所得税の納税者である方(居住者に限ります。)

令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方

【減 税 額】 ①所得税

- ・本人(居住者に限る) 3万円
- ・同一生計配偶者又は扶養親族(いずれも居住者に限る) 1人につき3万円

②住民税

- ・納税者本人(居住者に限る) 1万円
- ・控除対象又は扶養親族(国外居住者を除く) 1人につき1万円

【減税方法】 ①所得税

- ・給与支払者が給与等の支払いの際、源泉徴収税額から定額減税額を控除する。
※6月の給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除する。

②住民税

- ・令和6年6月の特別徴収額は0円となる。
- ・令和6年7月以降、定額減税額の控除後の税額を11分割し、特別徴収を行う。

給与支払者・給与担当者が行う減税(所得税)事務について

- ①扶養控除申告書等により同一生計配偶者及び扶養親族数の確認
※同一生計配偶者で年間の合計所得金額が48万円以下の方となります。
※居住者の扶養親族には16歳未満の扶養親族を含みます。家族間で重複して減税を受けられません。
- ②各人別の控除事績簿等の作成、月次減税額の計算
扶養控除等申告書で確認した人数に基づき、月次減税額を計算します。

詳しくは、こちらから
↓

